



5. 土壌汚染対策法って どんな法律？

土壌汚染対策法が2002年5月に制定されました。(2003年2月15日施行)

この法律は、土壌汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するために対策を実施することを目的としています。

この法律によって、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合や、工場跡地などで土壌汚染のおそれが高く人の健康へ被害を及ぼすおそれのある場合には、土地の所有者がその汚染の状況を調査することになります。

この調査で土に含まれている有害物質の量や土から有害物質の溶け出す量が基準をこえていることがわかった場合、都道府県などがその土地を指定区域に指定し、台帳をつくってその情報を公開します。

指定区域では、汚染原因者(汚染原因者が不明などの場合は土地所有者)が汚染された土をきれいな土で覆ったり、封じ込めたり、浄化するなどの対策をとる必要があります。

また、新たな汚染が広がらないように土を掘り起こして搬出したり、移動するときには適切に管理するしくみがあります。